

○環境省令第七号

環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月十三日

環境大臣 鴨下 一郎

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「京都議定書目標達成計画」を「温暖化対策推進法第二十条の四第三項に基づき助言を行うことその他京都議定書目標達成計画」に改める。

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委

任に関する命令（平成二十年
内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、
令第一号）の施行の日から施行する。

国土交通省、環境省、防衛省